

第五次総合計画後期基本計画(案)

令和 3 (2021) 年 9 月

目 次

第1編 総論 ----- 1

第1章 後期基本計画策定の基本的な考え方 2

- 第1節 策定の趣旨
- 第2節 計画の枠組み
- 第3節 人口予測

第2章 時代背景と課題 6

- 第1節 我が国を取り巻く時代背景と柏崎市が取り組むべき課題
- 第2節 地区別の将来人口予測と各地域の課題

第3章 財政計画 17

第4章 施策の体系 20

第2編 重点戦略 ----- 21

- 第1節 基本構想における将来都市像
- 第2節 重点戦略の設定
- 第3節 重点戦略

第3編 分野別施策の基本方針 ----- 33

第1章 防災・生活・環境～『頼もしさ』をつなぐまちをめざして～ 36

- 第1節 市民の生活を守る『頼もしさ』をつくる
- 第2節 快適な生活環境を支える『頼もしさ』をつくる
- 第3節 社会基盤の整備による『頼もしさ』をつくる
- 第4節 豊かな環境を守る『頼もしさ』をつくる

第2章 産業・雇用～『豊かさ』をつなぐまちをめざして～ 66

- 第1節 『豊かな』暮らしを支える多様な働く場をつくる
- 第2節 『豊かな』産業を活かし稼ぐ力をはぐくむ

第3章 健康・福祉～『健やかさ』をつなぐまちをめざして～ 84

- 第1節 『健やかな』心と体をはぐくむ
- 第2節 子どもを産み育てやすい『健やかな』環境をつくる
- 第3節 誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる

第4章 教育・スポーツ～『たくましさ』をつなぐまちをめざして～ 106

- 第1節 子どもや若者の『たくましさ』をはぐくむ
- 第2節 学びを通じて地域の『たくましさ』をはぐくむ
- 第3節 スポーツを通じた『たくましさ』をはぐくむ

第5章 魅力・文化～『柏崎らしさ』をつなぐまちをめざして～ 126

- 第1節 『柏崎らしい』個性をはぐくむ
- 第2節 大学を活かし『柏崎らしさ』をはぐくむ
- 第3節 歴史や文化の息づく『柏崎らしさ』をつくる

第6章 自治経営～多様な主体と共に創し共育するまちをめざして～ 142

- 第1節 平和と人権を尊重する心をはぐくむ
- 第2節 持続可能な市民力と地域力をはぐくむ
- 第3節 持続可能な行政力をはぐくむ

第1編 総論

第1章 後期基本計画策定の基本的な考え方

第1節 策定の趣旨

1 策定の目的

本市は、地方自治法の規定に基づき、昭和49(1974)年に策定した「柏崎市長期発展計画」に始まり、平成29(2017)年に策定した「柏崎市第五次総合計画」まで、それぞれの時代に対応した長期的な計画を策定し、総合的、かつ、計画的なまちづくりを進めてきました。

また、平成19(2007)年7月に未曾有の被害をもたらした新潟県中越沖地震に対しては、震災からの復旧・復興と更なる発展を目指し、平成20(2008)年に「柏崎市震災復興計画」を策定し、あらゆる施策に優先して取り組んできました。

現在の市域における本市の人口は、国勢調査によると、平成7(1995)年までは増加傾向にありましたが、それをピークに減少に転じました。その後、平成22(2010)年までの15年間は年平均約670人減で推移していましたが、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの10年間は、年平均約1,000人減となり、人口減少の加速化が進んでいます。

「柏崎市第五次総合計画後期基本計画」(以下、「後期基本計画」という。)は、「柏崎市第五次総合計画基本構想」(以下、「基本構想」という。)のうち、後期を計画するものです。

「柏崎市第五次総合計画前期基本計画」(以下、「前期基本計画」という。)における取組を発展的に引き継ぎながら、人口減少の加速化と超高齢化に伴う問題の多発化や深刻化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢の急変など、本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的、かつ、計画的なまちづくりの指針を定めることを目的とします。

2 取り組む課題

後期基本計画は、持続可能な柏崎の未来の実現に向けて、若者や女性に選ばれるまちを目指すとともに、デジタル社会の実現や新たなエネルギーのまちの実現のための道筋をつけるなど、新たな芽を育む計画とし、以下の諸課題に取り組みます。

- ・基本構想策定期からの時代背景の変化（S D G s の国際ルール化・標準化、デジタル化の進展、低炭素社会から脱炭素社会への移行、ウィズコロナ・ポストコロナ社会の模索など）を捉えた課題
- ・市民アンケート調査などを通じて把握した市民ニーズの高い課題
- ・前期基本計画における事業の進捗状況を踏まえた課題

第2節 計画の枠組み

1 計画の期間

平成29(2017)年に策定した基本構想では、後期基本計画の期間は令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間(※)としていました。しかしながら、めまぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応するため、4年間に変更します。

後期基本計画の期間は、令和4(2022)年度を初年度とし、令和7(2025)年度を目標年度とする4年間とし、基本構想の期間は、平成29(2017)年度から令和7(2025)年度の9年間とします。

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
基本構想					平成 29 年度～令和 7 年度 (9 年間)				
基本計画		平成 29 年度～令和 3 年度 (前期 5 年間)				令和 4 年度～令和 7 年度 (後期 4 年間)			

2 構成

後期基本計画は、「総論」、「重点戦略」及び「分野別施策の基本方針」から構成されます。

第1編 総論

策定の趣旨、人口予測などからなる策定にあたっての基本的な考え方を示します。また、前期基本計画期間における時代背景の変化や地区別の人団予測を踏まえ、取り組むべき構造的な課題を示します。

第2編 重点戦略

前期基本計画の重点戦略の課題や、市民アンケートによる重視すべき点及び時代背景の大きな変化を踏まえて、政策的に施策を進める重点戦略を示します。

第3編 分野別施策の基本方針

基本構想における同方針にのっとり、「防災・生活・環境」、「産業・雇用」、「健康・福祉」、「教育・スポーツ」、「魅力・文化」及び「自治経営」の各分野について、6つの章から構成される分野別施策の基本方針を示します。なお、主要施策単位でSDGsにおける関連するゴールと、関連する柏崎市の個別計画を示します。

※令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間：基本構想では、平成34(2022)年度から平成38(2026)年度までの5年間と示していますが、平成から令和への改元を踏まえ、後期基本計画では令和を使用します。

第3節 人口予測

1 基本構想における人口展望の検証

平成29(2017)年の基本構想策定から5年が経過することから、将来人口について検証します。

中間年である令和3(2021)年について、基本構想における人口展望と実績値を比較すると、令和2(2020)年時点では既に約2,500人以上下回っています。また、当初目標年とした令和8(2026)年について、「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口展望と目標年値の比較では、約3,400人以上下回っています。

基本構想における人口展望の検証

	中間年 令和3（2021）年	当初目標年 令和8（2026）年
基本構想における人口展望【ア】	8.4万人～8.7万人	8.0万人～8.5万人
国勢調査実績値（速報値）【イ】	81,549人 ただし令和2（2020）年	—
柏崎市第2期まち・ ひと・しごと創生総 合戦略（※1）におけ る人口展望【ウ】	現状推移型（※2）	—
	ケース1（※3）	75,438人
	ケース2（※4）	76,137人
差分	約2,500人～5,500人 【ア～イ】	約3,400人～9,600人 【ア～ウ】

このように中間年と当初目標年において差が生じた要因は、次のとおりです。

○若者の転入促進に対する期待値の高さ

基本構想の人口展望では、15歳～24歳の転出抑制と25歳～34歳の転入促進に期待し、予測を行いました。転出抑制には一定程度の効果が見られたものの、25歳～34歳の転入者数は、平成17（2005）年からの5年間で4,314人であったのに対して、平成22（2010）年からの5年間は3,263人、平成27（2015）年からの5年間は2,889人と、減少し続けています。

○想定以上の人口減少

基本構想の人口展望は、平成22（2010）年の国勢調査を基準年としており、その5年後の平成27（2015）年は87,202人と予測しました。しかしながら、国勢調査結果は86,833人となり、予測値より369人下回っていました。既に想定以上の人口減少が進んでいたことになります。

※1 柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略：この中の人口ビジョンを定めるために将来人口を予測した際の結果によります。

※2 現状推移型：コーホート要因法による予測値です。「生存率」と「子ども女性比」と「0～4歳性比」と「純移動率」を設定し算定します。うち「生残率」は、日本の地域別将来推計人口（平成30年推計／国立社会保障・人口問題研究所）による柏崎市の仮定値です。うち「子ども女性比」は、平成27年を基準年として以降5年ごとの推計値です。うち「0～4歳性比」は、新潟県人口移動調査によります。うち「純移動率」は、新潟県人口移動調査により平成25～30年、平成24～29年、平成23～28年の3回平均値です。

※3 ケース1：現状推移型に加え、合計特殊出生率が徐々に回復すると仮定した予測値です。現在の1.50（令和元年時点）が概ね30年後の令和32年に人口置換水準である2.07まで回復すると仮定しました。

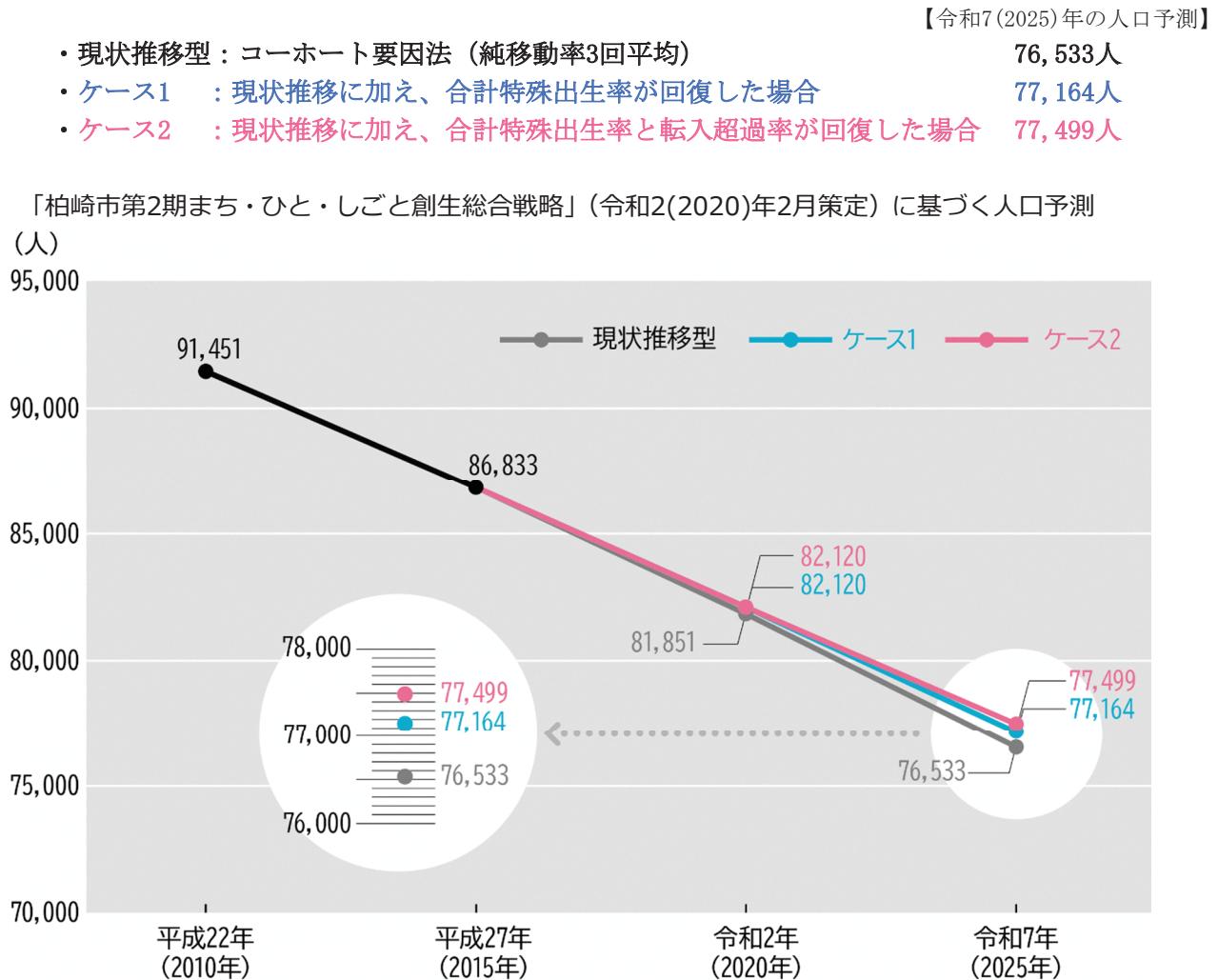
※4 ケース2：現状推移型とケース1に加え、転入超過率が徐々に回復すると仮定した予測値です。平成23～30年（H23→H28、H24→H29、H25→H30の変化の平均値）において、20～24歳が25～29歳で△0.2018、25～29歳が30～34歳で△0.0652、30～34歳が35～39歳で△0.0211という実績値に対して、いずれも令和12～17年で0（ゼロ）まで回復すると仮定（以降も0のまま）しました。

※5 転入・転出の実績値：新潟県人口移動調査（新潟県総務管理部統計課）によります。

2 後期基本計画における目標年の人口予測

基本構想における人口展望の検証を踏まえ、後期基本計画においては、人口減少抑制への過度な期待はしないことを基本として、目標年度（目標年）の人口予測を示します。

推計方法は、先に示した「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、以下の3パターンとします。



現状推移型、ケース1、ケース2の結果を踏まえると、目標年である令和7(2025)年は、76,500人～77,500人になると予測されます。

この76,500～77,500人という予測値は、令和2(2020)年国勢調査速報値である81,549人より約4,000人～5,000人の減少で、年間平均で約800人～1,000人の減となります。

※ おおむね30年後：「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」によると、令和32（2050）年で、現状推移型の場合は48,899人、ケース2の場合は57,085人となっています。

第2章 時代背景と課題

第1節 我が国を取り巻く時代背景と柏崎市が取り組むべき課題

1 國際社会の目標 ~ S D G s (Sustainable Development Goals) ~

平成27(2015)年に、国連本部において採択された持続可能な開発目標S D G sは、持続的な発展を目指し、社会、経済、環境の3つのバランスを取りながら、令和12(2030)年までに実現しようとする国際社会の目標です。

17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもこの開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

我が国では、令和元(2019)年に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地方創生S D G sの実現など持続可能なまちづくり」を掲げています。

「誰一人取り残さない」というS D G s原則のもと、その実現に向けて各都市の取組が加速化している中、本市においても、施策の展開が開発目標の達成に資することを示すため、主要施策ごとにゴールとの関連を示します。



国連開発計画(UNDP)が掲げる17の持続可能な開発目標(SDGs)

1 貧困をなくそう 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 	各国内および各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 繁栄がいつも経済成長を 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

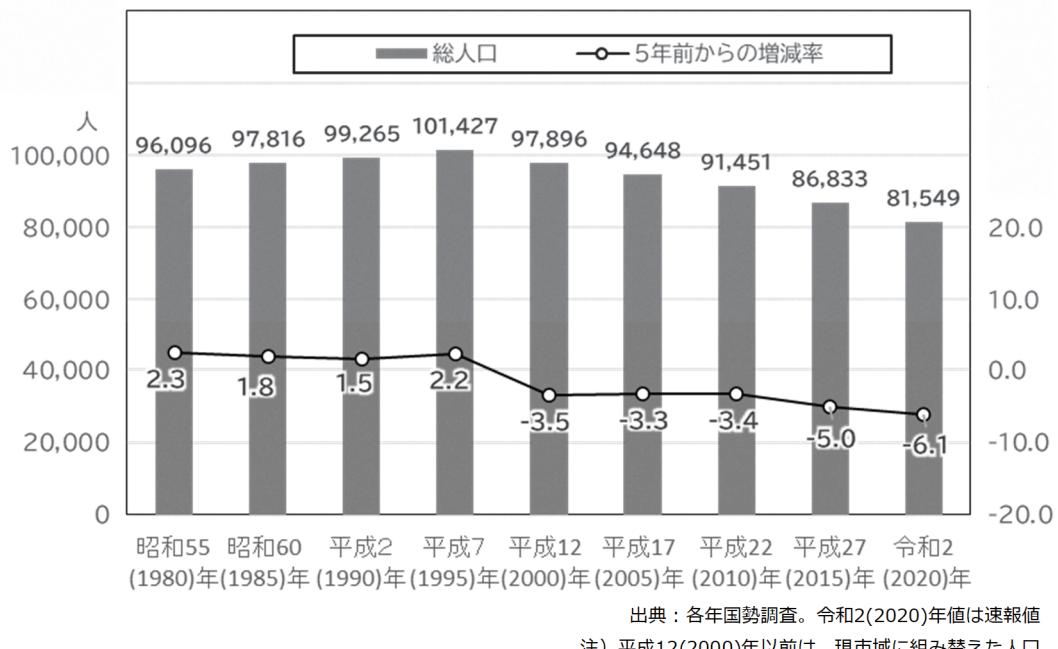
2 社会～続く人口減少～

我が国の人団は、国が公表した推計によると、令和3(2021)年1月で、前年同月に比べ、35.8万人(0.3%)の減少、65歳以上人口は同期間で28.7万人(0.8%)増加し、人口減少、高齢化が続いている、人口減少に伴う様々な社会的課題への対応が進んでいます。

このような中、本市の人口は、平成7(1995)年をピークに減少し続けており、平成27(2015)年と令和2(2020)年の直近5年間で6.1%減少し、過去最大の減少率となっています。

人口減少の進行は、基本構想でも指摘しているとおり、地域コミュニティ等の弱体化、公共施設の維持困難化、空き家や所有者不明土地の発生、労働力不足など多種多様な問題を招くため、これらの対応が必要です。

柏崎市の人口の推移



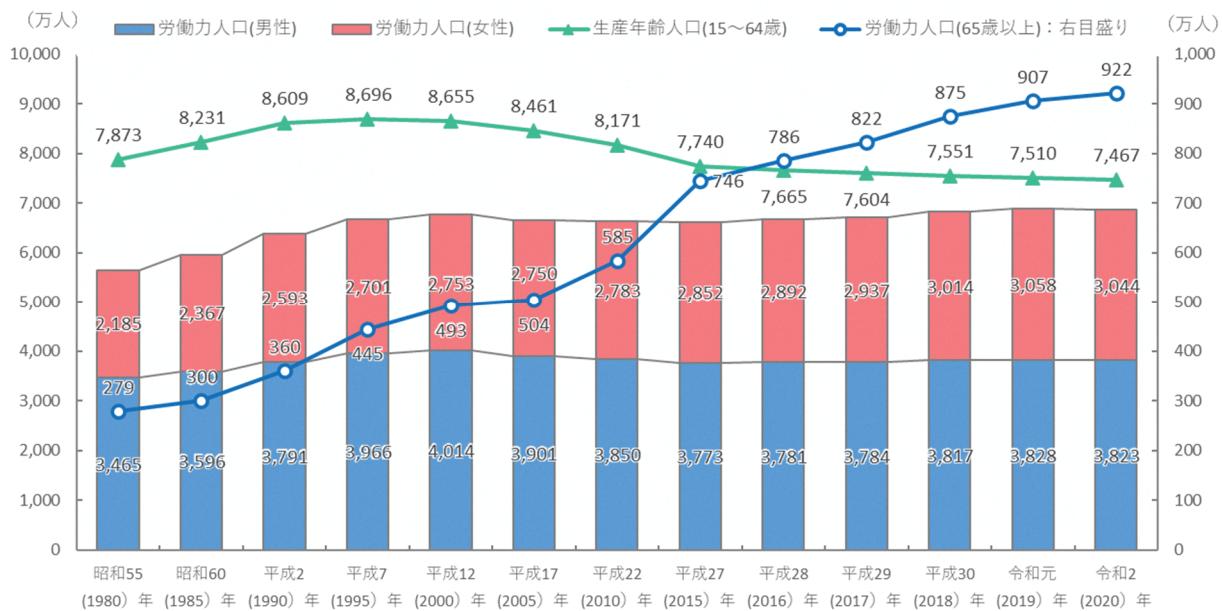
(1) 労働力不足への対応

生産年齢人口の減少から、いわゆる人手不足となる状況が多くの分野で発生している中、我が国の労働生産性は平成30(2018)年時点では、O E C D 加盟諸国36か国中34位と極めて低い状況にあります。

今後の更なる人口減少を考えた時、労働生産性の向上とともに、新たな担い手を増やすしていくことが必要不可欠であり、我が国においては、既に定年の延長などによる高齢者の就業率の上昇、女性の社会参加の拡大などの傾向が見られます。

このような中、国は働き方改革を推進しており、長時間労働の是正、正規・不正規の不合理な待遇差の解消、多様な働き方の実現などを目指した取組が始まっています。また、子育てや生活を含め働きやすい環境が整備されていく状況もあります。なお、普及の遅れていたテレワークは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、ようやく普及し始めています。

我が国における労働力人口と生産年齢人口の推移



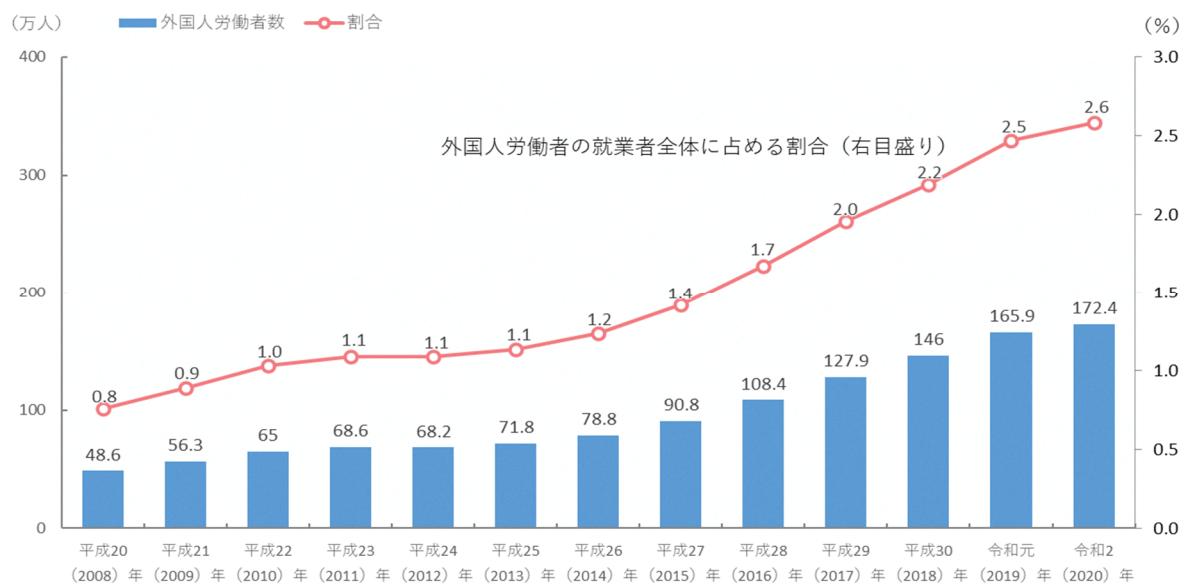
出典：総務省統計局-労働力調査-就業状態別 15歳以上人口-全国
年齢階級(5歳階級)別 15歳以上人口 - 全国

さらに、労働力不足を補うという観点から、欧米などのように外国人労働者の受入れを拡大していく方向にあります。外国人労働者は、我が国全体で就業者の2.6%を占めるに過ぎませんが、推移をみると急速に増加しています。こうしたことから、平成30(2018)年に新たな在留資格が創設され、介護業、電気・電子情報関連産業、建設業、農業、外食業、宿泊業など14分野で受け入れができるようになりました、滞在期間も延長されました。

しかしながら、国内への受入れは、必ずしも十分な体制ではなく、言語の障壁もあって外国人労働力を簡単には確保できていないという現状があります。

本市においては、このような人口減少、労働力の不足に対応していくためには、労働と生活が調和し働きやすい環境を構築することで、より多様な人が働く環境をつくりあげていくことが必要です。

我が国における外国人労働者数と就業者全体に占める割合の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ（各年10月末時点）
総務省統計局-労働力調査-就業状態別 15歳以上人口-全国

(2) 都市のコンパクト化の必要性

人口減少により、市街地の減少、人口密度の低下などが進み、更に都市基盤や公共施設の維持管理が大きな負担となってきており、高齢化とともに、車利用を前提とした社会機能の維持への不安が出てきています。このため、国は都市のコンパクト化を推進しており、平成26(2014)年に、市街地のコンパクト化を誘導する「立地適正化計画」が創設され、本市においては令和4(2022)年3月に策定予定です。

更に、公共交通網の再編強化により、高齢社会でのモビリティ確保を目指すべく、全国的に「地域公共交通網形成計画」の策定が進んでおり、本市においても平成28(2016)年3月に策定しました。その計画を、令和4(2022)年3月までに更新し、新たな「柏崎市地域公共交通計画」を策定予定です。

今後は、「立地適正化計画」や「地域公共交通計画」に沿ったまちづくりを推進していくことが必要です。

(3) 空き家や所有者不明土地の増加と対策

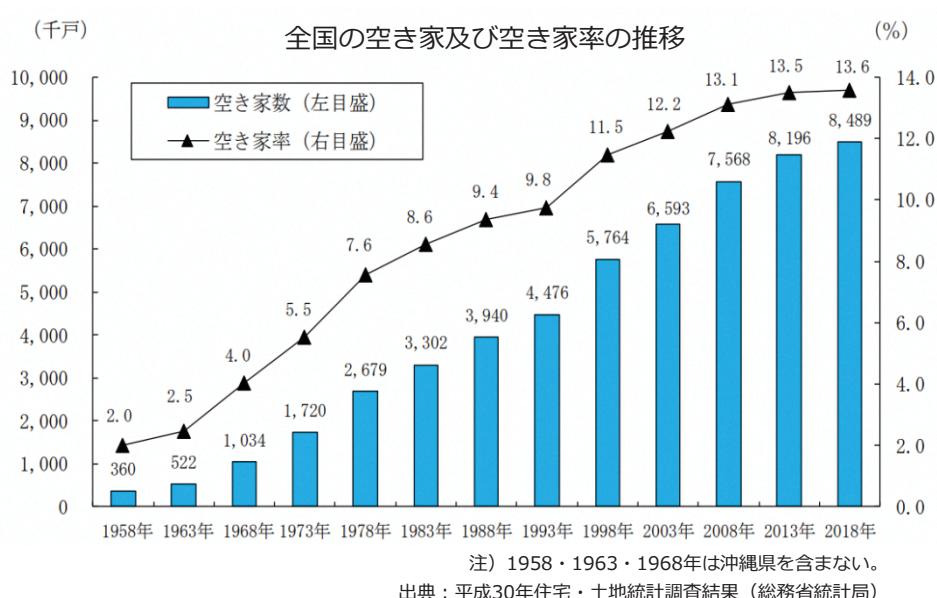
全国の空き家は年々増加し、倒壊の危険性、環境衛生及び治安の悪化につながる状況になってきたことから、平成26(2014)年11月に空き家に関する法律（※1）が公布されました。これにより、問題のある空き家を特定空家と認定し、強制的な撤去などが可能となりました。一方、空き家を移住・定住、街なかの活性化や観光客誘致に活用するなどの取組も広がっています。

また、所有者不明の土地も増加しており、様々な開発の円滑な進行の妨げや、課税徴収ができないなどの問題も起きています。このため、平成30(2018)年6月に所有者不明土地の利用に関する法律（※2）が公布され、地域の福利に関する場合には、公的に利用できるようになりました。

さらに、令和3(2021)年4月に成立した2つの法律（※3）により、令和4(2022)年には、土地相続登記が義務化されることになり、所有者不明土地の増加抑制が期待されています。

このように、空き家等に対する制度が整備されてきており、今後は創意工夫により空き家等を地域の資源として有効に活用する取組を誘導していくことが望まれます。

なお、土地の管理については、その基礎となる地籍調査の実施率が他の先進国に比べ著しく低いこともあり、積極的に推進していくことが必要です。



※1 空き家に関する法律：空家等対策の推進に関する特別措置法のことです。

※2 所有者不明土地の利用に関する法律：所有者不明土地の利用円滑化等に関する特別措置法のことです。

※3 2つの法律：民法等の一部を改正する法律と相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律のことです。

平成28（2016）年度地籍調査における全国の土地所有者等に関する調査結果

	全体	都市部の 人口集中地区	宅地	農地	林地
登記簿上で所在確認	79.9%	85.5%	82.6%	83.1%	74.4%
登記簿のみでは所在不明	20.1%	14.5%	17.4%	16.9%	25.6%
最終的に所在不明	0.41%	0.38%	0.14%	0.34%	0.57%
筆界未定	1.6%	2.5%	1.5%	1.1%	1.8%

出典：平成30年版土地白書（国土交通省）

（4）新型コロナウイルスによるパンデミック発生

令和元（2019）年の末頃から感染が始まった新型コロナウイルスは、令和2（2020）年3月11日にWHOにより、パンデミックとして認定され、瞬く間に世界に広りました。国際的な人の移動は厳しく制限され、世界の観光需要はほぼ消滅し、ビジネス往来も困難になることで経済活動が大きく制約されたため、令和2（2020）年の世界経済の成長率はマイナス3.0%へと大きく落ち込みました。このため、先進国などは巨額の財政出動による下支え、収入を失った人への支援などを行っています。（※1）

こうした中、我が国を含む先進国は、コロナ後の経済復興において、脱炭素社会の構築とデジタル化の加速を重視する傾向が鮮明になっています。

国内では、リモートワークの普及などもあり、東京都心から郊外・地方へ仕事を持ったまま移住する動きが増加しています。また、これまでインバウンドで活況を見せた都市・地域では、外国人観光客が激減したことで大きな打撃を受けています。世界の航空会社で構成される業界団体（※2）の予測によると、世界の観光需要は令和3（2021）年に40%減、令和5（2023）年頃には以前の水準に回復するとしています。

本市においても、様々な面で生活環境の変化や飲食業を中心に産業活動への影響は大きく、今後は、その影響を見極めつつ、脱東京化の動きなどに対応した受け皿づくりなど、新たな変化を捉え、地域の暮らしやすさや活力を高めていく取組を展開していくことが必要です。また、感染症流行による中小企業のデジタル化に対する意識の変化を踏まえた取組を推進することも必要です。

※1 令和3（2021）年7月時点の情報です。策定まで適宜更新します。

※2 世界の航空会社で構成される業界団体：IATA（国際航空輸送協会）のことです。

3 経済～大きく変動する経済環境～

(1) グローバル化と不安定な経済情勢

平成30(2018)年から令和2(2020)年にかけて、我が国は、TPPをはじめ国際的な経済連携(※1)を進めることができました。

しかしながら、アメリカは当初TPPに参加せず、グローバル経済と距離を置く姿勢が著しい状況が続きました。その後、国際協調路線へ復帰しましたが、アメリカと中国の厳しい対立が続き、西側諸国と中国・ロシアとの対立が経済活動にも大きく影を落とす状況となっています。さらに、グローバル化によって、国内での経済格差は拡大し、それに伴いグローバリズムへの国民の反発も強まるという傾向が見られるようになっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行により、世界的に反グローバリズムが加速しており、国内にもっと目を向けるを得ない状況が続いています。

(2) デジタル化の進展

政府が提唱する超スマート社会を実現する社会システムであるSociety5.0では、IoTやAI、ビッグデータを社会のあらゆる場面において活用し、経済発展と社会課題の解決を両立していくことを目指しています。また、ドローン、自動車の自動運転やMaaSなども開発され、社会が大きく変化していくことが想定されています。

また、新型コロナウイルス感染症対応にあたって、地域や組織間で横断的なデータ活用ができないことが明らかとなり、デジタル化の遅れへの対応とともに、新たな日常の原動力として、制度や組織のあり方などをデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められています。

こうしたことから、令和2(2020)年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針(※2)」が閣議決定され、その基本方針におけるビジョン実現のためには、自治体のDX推進の意義は大きいとされました。このため、本市は、令和3(2021)年3月に「柏崎市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定しました。

今後、この推進計画を展開する上で、産業のDXにおいては、製造業を中心とした企業がDXの考え方に基づき、ビジョンとリーダーシップを持って活動を行い、イノベーションを通じて、よりよい製品やサービスを開発することで、需要を創出していくことが必要であり、更には社会構造の変革にチャレンジすることが求められています。

これまでの社会システムと新たな社会システム～Society5.0～



※1 TPP(環太平洋パートナーシップ協定)、EPA(日EU経済協力推進協定)、RCEP(東アジア地域包括経済連携)が発効または発足しました。

※2 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針：この中に、目指すべきデジタル社会のビジョンが示されており、それは「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」とあります。

4 環境～広がる地球温暖化による影響～

(1) カーボンニュートラルへの挑戦

平成27（2015）年12月に、COP21（第21回国連気候変動枠組条約締約国会議）において「パリ協定」が採択され、平成28（2016）年に発効しました。世界平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えるべく、先進国のみならず発展途上国を含め、各国が努力することが義務化されています。

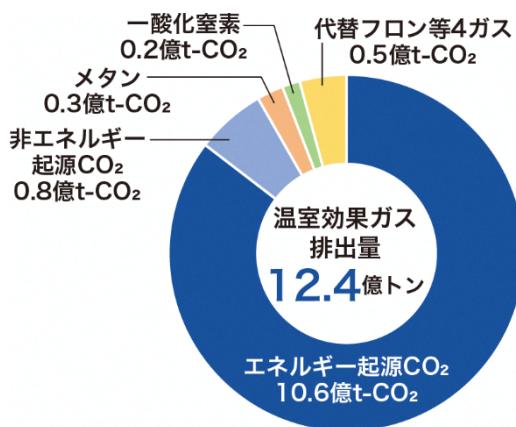
また、令和元（2019）年に開催された国連気候行動サミットでは、多くの国が令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量をゼロにすることを宣言しました。これにより、我が国は、それまで80%削減を目指すこととしていましたが、令和2（2020）年に実質ゼロ（100%削減）を表明し、これに基づいたエネルギー構成をどうするかの検討がなされています（※）。

特に、脱炭素社会に向けた機運が高まる中、再生可能エネルギーへの転換を進めることが重要であり、多くの先進国では化石燃料による発電を取りやめること、あるいはガソリン車やディーゼル車の新車販売を禁止する政策の発表が相次いでいます。我が国においては、令和17（2035）年までに新車販売で電動車100%を実現するという目標を掲げています。

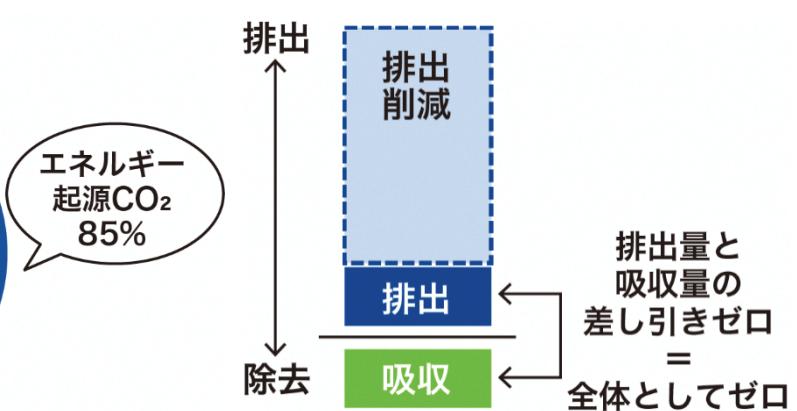
この脱炭素化は、単にエネルギーに関する変化だけでなく、産業全体に多大な影響が波及すると想定されます。

このようなことから、本市においても再生可能エネルギーの積極的な導入や電気自動車普及など脱炭素化への対応が必要です。

日本の温室効果ガス排出量(2018年度)



温室効果ガス排出実質ゼロのイメージ



出典：資源エネルギー庁「日本のエネルギー2020」（経済産業省）

※ 令和3（2021）年7月に公表された政府の新たな地球温暖化対策計画案では、令和12（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で46%減らす目標の分野別の内訳を示しました。これによると必要な削減量の3～4割は電気を再生可能エネルギーへ由来などに変える効果を想定しており、残りはエネルギー消費自体を抑えて捻出することとしています。部門別では家庭部門で大幅な圧縮を見込んでおり（66%）、計画案では「国民一人一人の理解と行動変容」を強調しています。

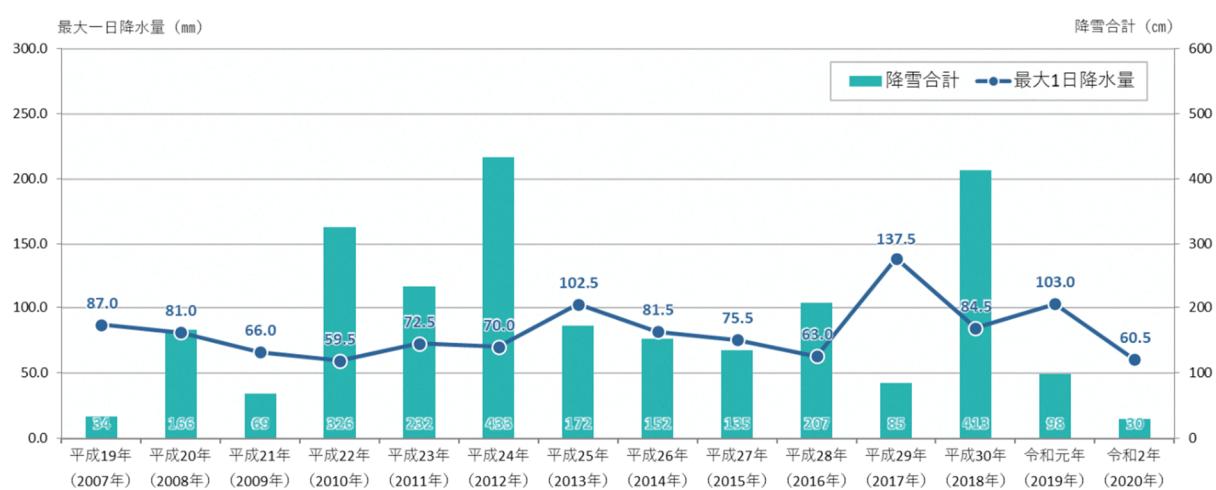
(2) 異常気象の頻発化

近年、猛烈な降雨による水害や土砂災害、強力な台風やハリケーンの発生、高温と乾燥による山林大災の頻発などが世界各地で見られ、気候変動から気候危機と呼ばれるような状況にあります。その主要な原因として地球温暖化が挙げられています。

我が国では、集中豪雨に伴う洪水や土砂災害、竜巻被害が多く発生しており、このまま温暖化が進むと、21世紀末には20世紀末の2～3倍の豪雨が発生すると想定されています。今後の河川整備はそれらに対応するため、対策を強化していくことが求められています。

本市においても、集中豪雨や豪雪あるいは少雪の二極化傾向が高まりつつあることから、災害時の避難をより円滑かつ安全に行う体制の強化、水害や土砂災害への安全性強化などの対策を講じることが必要です。

柏崎市における降雪と降水量の推移



注) 降水量の観測地は、柏崎地域気象観測所、降雪の観測地は、新潟県立柏崎総合高等学校

出典：柏崎市統計年鑑

第2節 地区別の将来人口予測と各地域の課題

1 地区別の将来人口予測

基本構想における土地利用構想では、本市を都市地域と中山間地域に分け、地区ごとに将来的な都市像の実現に向けた適正な土地の利用と活用の方向性を示しています。

中山間地域の各地区の人口密度は、1平方キロメートル当たり100人を下回り、人口減少が続いていることから、集落や土地利用、コミュニティの維持などが難しくなってきています。

こうしたことから、各地区の将来の人口を踏まえた課題認識を持つことが重要と考え、第1章第3節の人口予測(※1)で使用した推計方法のうち、現状推移型に基づき、地区別の将来人口を予測(※2)しました。

人口減少抑制のための施策を推進する一方で、人口が減少するという現実を市民とともに真摯に受け止め、縮減する都市にあって、個々の市民の生活環境の快適性をできるだけ維持しつつも、それに見合う、あるいはそれ以上の産業・経済の進展を図るとともに、将来的には、居住地や公共公益施設の集約化を図っていくこととします。

第五次総合計画基本構想における地区区分

地区名称		対象地区
都市地域	旧柏崎地区	中央、比角、半田、枇杷島、剣野、大洲、鯨波
	郊外地区	荒浜、北鯖石、田尻、高田、西中通
中山間地域	西部地区	米山、上米山
	中通地区	中通
	北条地区	北条
	北部地区	高浜、西山町
	上条・黒姫地区	上条、黒姫
	鯖石・高柳地区	中鯖石、南鯖石、高柳町



地区別の将来人口の予測（現状推移型の場合）

(人)

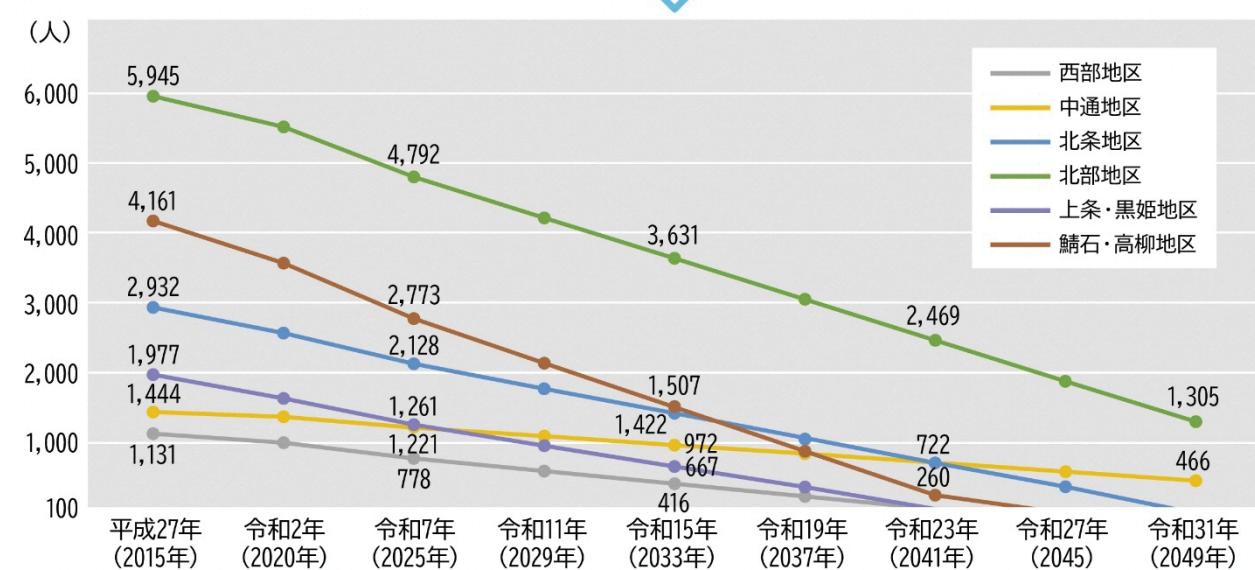
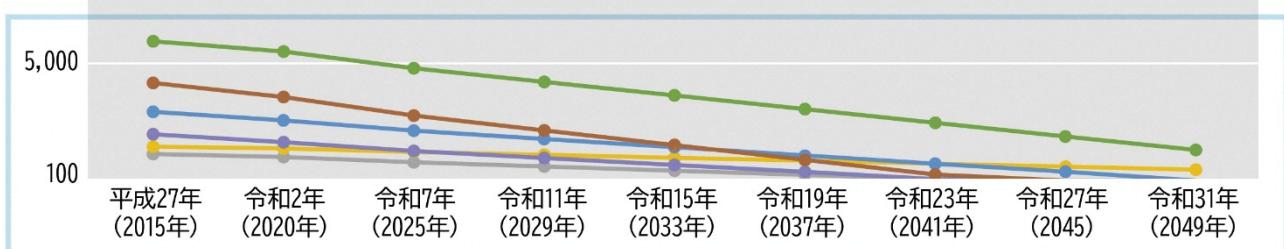
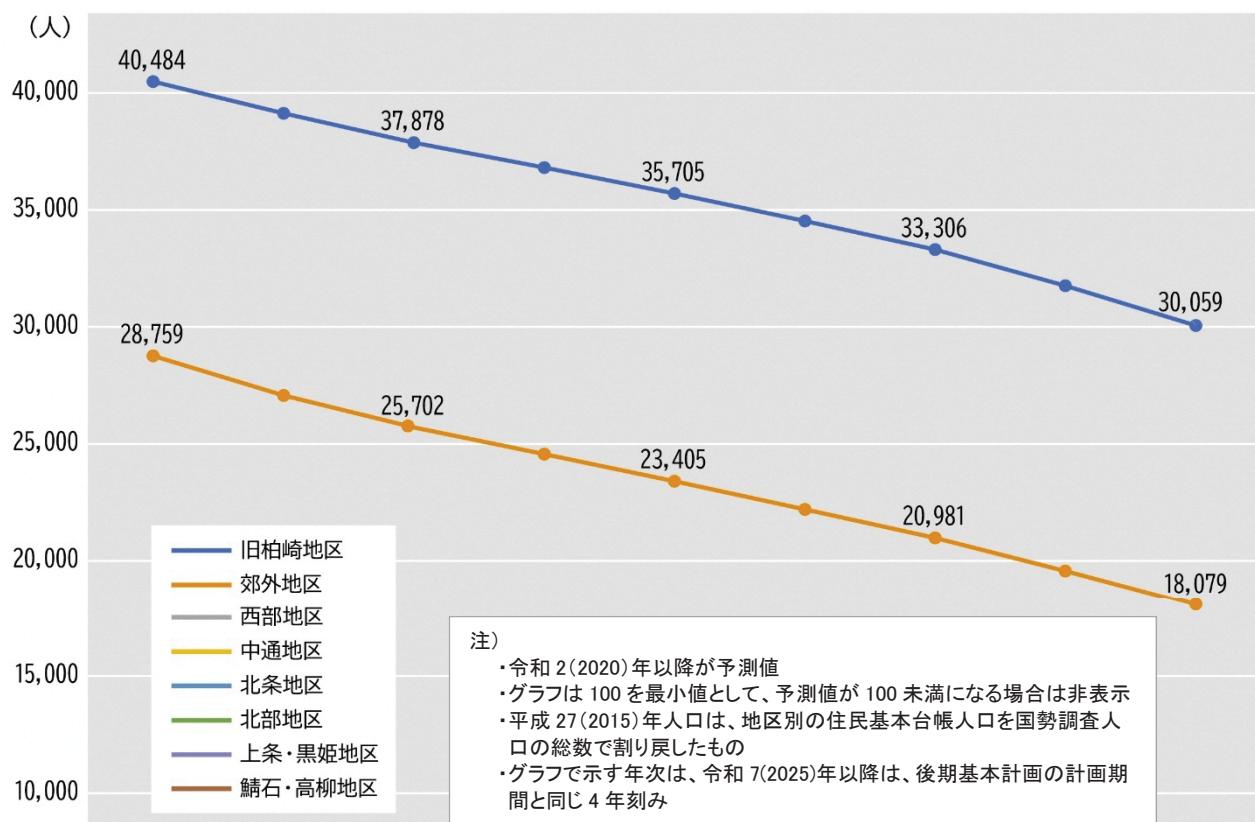
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和11年 (2029年)	令和15年 (2033年)	令和19年 (2037年)	令和23年 (2041年)	令和27年 (2045)	令和31年 (2049年)
旧柏崎地区	40,484	39,129	37,878	36,809	35,705	34,525	33,306	31,760	30,059
郊外地区	28,759	27,070	25,702	24,564	23,405	22,203	20,981	19,568	18,079
西部地区	1,131	1,004	778	597	416	237	—	—	—
中通地区	1,444	1,374	1,221	1,097	972	847	722	593	466
北条地区	2,932	2,567	2,128	1,774	1,422	1,070	722	376	—
北部地区	5,945	5,510	4,792	4,212	3,631	3,048	2,469	1,880	1,305
上条・黒姫地区	1,977	1,633	1,261	963	667	372	—	—	—
鯖石・高柳地区	4,161	3,564	2,773	2,139	1,507	879	260	—	—

令和7(2025)年以降は、後期基本計画の計画期間と同じ4年刻み

※1 第1章第3節の人口予測：後期基本計画における目標年の人口予測が5ページにあります。

※2 地区別の将来人口を予測：地区別の平成26～令和元年の実績値（住民基本台帳）を基に、この6年間の傾向が将来も続くと仮定し、それぞれ将来値を算定し、これを「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく人口予測値のうち現状維持型における全市の将来の各年値に一致させ予測値としました。

地区別の将来人口の予測（現状推移型の場合）



2 都市地域と中山間地域の課題

(1) 都市地域の課題

旧柏崎地区と郊外地区からなる都市地域は、中山間地域より減少率が低いとは言え、将来の人口は一貫して減少する予測となっています。

また、都市地域の人口集中地区の人口密度は昭和45(1970)年以降低下しており、密度が低い市街地が大きく広がっています。

こうしたことから、この都市地域を対象に、「柏崎市立地適正化計画」を令和3(2021)年度に策定し、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導することなどにより、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 中山間地域の課題

中山間地域は、生活サービス機能が消滅しないよう都市機能の維持が重要です。また、誰もが暮らし続けられるまちとするため、一定程度の人口密度を維持することで、診療所や商店などがまとまって立地し、利便性の高い拠点を維持していくことが必要です。

こうした土地利用上の課題に対しては、土地利用構想に方向性を示していますが、当面は生活環境の維持のため、各分野で施策を横断的に進めることが重要です。一方で、将来の一層の人口減少を見込んだ土地利用対策が必要であるため、国や県、また、同様の傾向を示す各自治体の動向を注視しながら研究を行っていくことが必要です。

第3章 財政計画

1 今後の財政見通し

(1) 歳入

市民税のうち個人分は、生産年齢人口の減少の影響を受け緩やかに減少し、法人分は、令和5(2023)年度に新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復すると想定し、その後は、横ばいを見込んでいます。

固定資産税は、柏崎フロンティアパークへの企業立地や再生可能エネルギー関連の投資が見込まれるもの、土地の下落傾向の継続、令和6(2024)年の評価替え等の影響により、全体としては減少傾向になります。

地方交付税は、令和2(2020)年度で合併算定替が終了し、今後は基準財政収入額の減少傾向を踏まえ、緩やかな増加が見込まれます。

電源立地地域対策等交付金は、現行基準を前提としたみなし交付や長期加算の影響等を考慮して見込んでいます。

(2) 歳出

義務的経費のうち人件費は、地方公務員法の改正による定年延長により、しばらくの間、定年退職が2年に一度になることから、隔年での増減を見込み、扶助費は、障害者福祉費が増加傾向にある一方で少子化が進行することから横ばいを見込んでいます。公債費は、ほぼ横ばいの見通しですが、令和7(2025)年度は、新庁舎整備事業と東中学校改築事業の市債償還による増加を見込んでいます。

投資的経費は、令和4(2022)年度は東中学校改築事業、令和6(2024)年度は中心市街地活性化事業、荒浜小学校改築事業などが予定されていることから、予算規模が膨らむ見通しです。

(3) 今後の課題

後期基本計画における財政見通しは、人口減少に伴う市税の漸減傾向、節減が困難な義務的経費や公共施設の老朽化に伴う経費の増嵩などの影響を受けて、一般財源に不足が生じている状況にあり、この歳入不足を補うため、財政調整基金からの繰入れにより対応せざるを得なく、財源の確保や有効活用が求められます。

公共施設の老朽化に伴い、今後、多額の費用が必要となることから、計画的な対応が重要であるとともに、事務事業の成果を検証し、必要性が低い事業、目的が達成された事業の見直しを絶えず行う必要があります。

柏崎市の財政状況は、これまで改善傾向が見られましたが、将来的には、上記のように厳しい状況が想定されることから、次の運用方針により、堅実で持続可能な財政運営を行います。

財政見通し

(単位：千円)

区分		令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度
歳 入	市税	14,870,158	14,855,407	14,628,310	14,607,628
	地方交付税	6,163,118	6,263,186	6,329,613	6,269,620
	電源立地地域対策交付金	1,827,419	1,927,419	2,027,419	2,130,040
	国・県支出金	9,312,447	9,041,083	9,377,695	8,491,632
	繰入金	1,837,573	1,321,332	1,532,760	1,539,443
	市債	5,122,730	4,800,160	5,542,450	3,732,250
	その他	7,808,964	7,618,468	7,541,945	7,371,188
	歳入合計	46,942,409	45,827,055	46,980,192	44,141,801
歳 出	義務的経費	17,857,682	17,635,576	17,916,696	17,734,019
	(うち人件費)	6,337,087	6,057,130	6,372,101	6,002,625
	(うち扶助費)	6,529,622	6,526,220	6,519,032	6,517,799
	(うち公債費)	4,990,973	5,052,226	5,025,563	5,213,595
	投資的経費	7,041,291	5,378,278	7,180,281	4,750,668
	その他	22,043,436	22,813,201	21,883,215	21,657,114
	歳出合計	46,942,409	45,827,055	46,980,192	44,141,801

注1：歳入「その他」は、地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入を含む。

注2：歳出「その他」は、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金を含む。

財政指標等の推移

区分	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度
自主財源比率 (%)	46.48	46.02	44.70	47.16
経常収支比率 (%) (※1)	94.7	95.3	95.7	96.1
人件費比率 (%)	13.50	13.22	13.56	13.60
実質公債費比率 (%) (※2)	10.2	10.7	11.0	11.1
将来負担比率 (%) (※3)	19.4	17.6	23.0	21.2
年度末基金残高 (百万円)	5,390	5,214	4,797	4,359
年度末起債残高 (百万円)	47,634	47,573	48,268	46,953

注3：実質公債費比率は、前3年度の平均

注4：年度末基金残高は、財政調整基金、減債基金の合計

注5：年度末起債残高は、一般会計における起債残高

※1 経常収支比率：地方公共団体の人件費や公債費等の経常経費のために、市税や普通交付税等の使途が特定されない経常一般財源がどれだけ充当されるかを示す指標。この比率が高いほど財政が硬直的だとされている。

※2 実質公債費比率：実質的な公債費（地方債の元利償還金等）が財政に及ぼす負担を示す指標であり、一般財源等を充当した市債などの元利償還金を標準財政規模で除した割合。この比率が18%以上となると、市債の発行に国の許可が必要となる。

※3 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。この比率が350%以上となると、財政健全化計画を策定する必要がある。

2 運用方針

(1) 堅実かつ積極的な財源の確保と活用

これまで国・県支出金やふるさと納税などの新規財源の確保に努めてきましたが、健全な財政運営を行うためには、まず自主財源の安定確保が重要です。市税は、徴税努力を継続して徴収率の向上を目指すとともに、提供する市民サービスと税負担の在り方について研究し、適正な税収の確保に努めます。また、未活用や活用意義が低下した市有財産の処分を進めるとともに、企業誘致の促進や産業活動の活性化により、歳入の確保に努めます。

国・県支出金を積極的に確保・活用するための情報収集や働きかけを強化するとともに、市債は、投資的経費の財源として活用する一方で、過度な将来負担とならないよう、適正な水準で起債します。

年度間の需要変動により、財源不足が生じた場合は、状況に応じて財政調整基金や減債基金の取崩しにより、一時的な財源不足に対応しますが、災害などの突発的な需要にも対応できるよう、一定額以上の基金額の確保を図ります。

(2) 計画的・効果的な予算の執行

補助金は、終期に合わせて目的や成果を検証して内容を見直すとともに、必要に応じて廃止を検討し、新たな市民ニーズや社会環境の変化に対応する事業に切り替えるなど、柔軟に対応します。

公共施設の老朽化に伴う対応については、柏崎市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な長寿命化や施設の統廃合により、経費の抑制・削減に努めるとともに、将来的な適正管理の財源不足に対応するため、(仮称) 公共施設適正管理基金を創設し、計画的な積立てを検討します。

また、ストック情報、コスト情報などを把握できる地方公会計制度の活用や財務情報などをデータベース化したデジタル予算書の公開により、効率的な財政運営や財政の透明性、市民との情報共有を図ります。さらに、事業効果を検証する行政評価を実施することより、市民ニーズに合わせた効果的な行政サービスの提供に努めます。

(3) 柏崎の未来を切り拓く投資と財政運営

新型コロナウイルス感染症の流行、デジタル化、脱炭素化などの世界的な時代変化や多様化する社会環境に対応するとともに、激甚化、頻発する災害や人口減少、少子・高齢化にも対応するまちづくりでなくては、豊かさや安心・安全を享受することはできません。

このような行財政需要に対応するためには、健全で柔軟な財政運営が必要であり、上記(1)、(2)のとおり、堅実な財源の確保と効果的な事務事業を展開し、財政規模が縮小する中においても、必要な事業の財源を確保するとともに、可能な限り将来負担の抑制に努めます。

また、後述する重点戦略として位置付ける政策事業を積極的に推進し、柏崎の未来を切り拓く投資を行うことによって、持続可能で、これから世代が豊かさや安心・安全を享受できるよう、その土台となる行財政基盤を確立し、健全で安定した財政運営を目指します。

第4章 施策の体系

防災・生活・環境～『頼もしさ』をつなぐまちをめざして～

市民の生活を守る『頼もしさ』をつくる

快適な生活環境を支える『頼もしさ』をつくる

社会基盤の整備による『頼もしさ』をつくる

豊かな環境を守る『頼もしさ』をつくる

産業・雇用～『豊かさ』をつなぐまちをめざして～

『豊かな』暮らしを支える多様な働く場をつくる

『豊かな』産業を活かし稼ぐ力をはぐくむ

健康・福祉～『健やかさ』をつなぐまちをめざして～

『健やかな』心と体をはぐくむ

子どもを産み育てやすい『健やかな』環境をつくる

誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる

教育・スポーツ～『たくましさ』をつなぐまちをめざして～

子どもや若者の『たくましさ』をはぐくむ

学びを通じて地域の『たくましさ』をはぐくむ

スポーツを通じた『たくましさ』をはぐくむ

魅力・文化～『柏崎らしさ』をつなぐまちをめざして～

『柏崎らしい』個性をはぐくむ

大学を活かし『柏崎らしさ』をはぐくむ

歴史や文化の息づく『柏崎らしさ』をつくる

自治経営～多様な主体と共に創し共育するまちをめざして～

平和と人権を尊重する心をはぐくむ

持続可能な市民力と地域力をはぐくむ

持続可能な行政力をはぐくむ

第2編 重点戦略

第1節 基本構想における将来都市像

人口減少の加速化、産業の縮小、自然災害の頻発・激甚化、行財政の逼迫など、本市を取り巻く様々な環境が厳しくなる中にあっても、市民一人ひとりが柏崎への誇りと愛着を育み、本市に関わる全ての人々と共に支え合い、これからも、学び、働き、暮らすことのできる、力強く心地よいまちとなることを目指します。

力 強 < 心 地 よ い ま ち

分野別にそれぞれの目標指標を設定し施策を展開するとともに、特に力を入れる点を「重点戦略」として掲げ、予算の重点配分を行うなどより一層の取組強化を図り、加速する人口減少を緩やかにする取組を推進します。

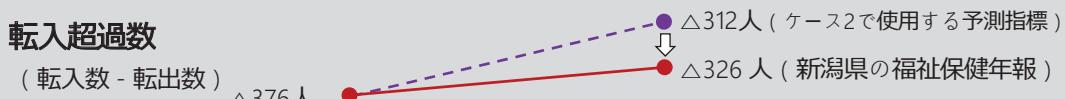
令和元(2019)年度の推計では、令和7(2025)年値は、76,500人～77,500人と予測



予測値と直近（令和2(2020)年度）の実績値を比較すると・・・

【平成 27 (2015) 年/年度】
(実績値)

【令和 2 (2020) 年/年度】
(予測値と実績値)



いずれにおいても予測値を下回る結果に



令和7(2025)年度末の人口 76,000人以上を目標

第2節 重点戦略の設定

重点戦略の設定に当たっては、基本構想の最重要課題である「人口減少・少子高齢化の同時進行」に対応し、かつ、基本構想の3つの戦略的な視点を踏まえ、前期基本計画における4つの重点戦略の課題を整理した上で、市民アンケートによる重視すべき施策、時代背景の大きな変化を踏まえます。

後期基本計画では、「子どもを取り巻く環境の充実」と「大変革期を乗り越える産業イノベーションの推進」を重点戦略とします。

人口減少・少子高齢化の同時進行への対応

1 基本構想における3つの戦略的な視点

- 子どもたちがまちへの誇りと愛着を持つ
- 若い世代や女性から選ばれる
- 高齢者がいきいきと暮らす

2 前期基本計画における4つの重点戦略の課題

- 健康・元気・いきいき戦略：望ましい生活習慣の定着と子育て支援
- 産業イノベーション戦略：人材過減と自動車産業の大変革
- 地域の宝・育成戦略：若者や女性の転出改善
- 魅力あるまち形成戦略：着地型の誘客と若者の地元回帰

3 市民アンケートによる重視すべき施策（アンダーライン部分が特に重視すべき施策）

- 雇用対策、子育て支援、移住政策
- 公共交通機関の利便性
- 中心市街地活性化と観光産業の振興
- 医療と福祉の充実
- 病気予防（健康づくり）

4 時代背景の変化（アンダーライン部分が大きな変化に該当）

【社会】人口減少・少子高齢化の加速による様々な問題発生

新型コロナウイルスによるパンデミック発生

【経済】経済のグローバル化と不安定な経済情勢、デジタル化の進展

【環境】低炭素社会から脱炭素社会への移行、異常気象の頻発化

重点戦略 1

子どもを取り巻く環境の充実

重点戦略 2

大変革期を乗り越える産業イノベーションの推進

第3節 重点戦略

重点戦略 1

子どもを取り巻く環境の充実

【戦略のねらい】

柏崎で育つすべての子どもたちを地域の宝として、妊娠・出産から高校卒業まで、子育てや子どもの育成について、多様な角度から支援し、見守り、子どもを真ん中に置いたまちづくりを進め、将来の柏崎を担う、ふるさと柏崎を愛する子どもたちを育みます。

また、学校・家庭・地域が連携した教育体制の構築を図り、様々な社会環境の下で、生き抜く力を育む教育を推進します。

【直結する施策】

安心して出産できる環境整備を進めるとともに、柏崎での子育てを望む独身男女の出会いや、結婚支援に取り組みます。また、経済的支援を行い、親子の心と体の健やかな成長を見守り育みます。

保育園、幼稚園と学校、地域や企業などが連携し、地域ぐるみで子どもを育て、スポーツも含めた学習機会の提供、優れた文化とのふれあい、支え合いの地域づくりなどを推進し、ふるさと柏崎をこよなく愛する心を育み、将来の柏崎を担う人材を育成します。

教育はまちづくりの原点であり、強くやさしい子どもを育てるため、各分野にわたる施策を、関係所管が連携して効果的に進めます。

力 強く 心 地 よ い ま ち

【戦略のねらい】

子どもを真ん中に置いたまちづくりを進め、将来の柏崎を担う、ふるさと柏崎を愛する子どもたちを育みます。

様々な社会環境の下で、生き抜く力を育む教育を推進します。

人口減少・少子高齢化の同時進行への対応

- 1 基本構想における3つの戦略的な視点
- 2 前期基本計画における4つの重点戦略の課題
- 3 市民アンケートによる重視すべき施策
- 4 時代背景の変化

子どもを取り巻く環境の充実

【直結する施策】

- ・安心して出産できる環境整備
- ・子育てを望む独身男女の出会いや、結婚支援の取組
- ・親子の心と体の健やかな成長の見守り・育み
- ・地域ぐるみで子どもを育て、スポーツも含めた学習機会の提供
- ・優れた文化とのふれあい、支え合いの地域づくり
- ・強くやさしい子どもを育てるため、各分野にわたる施策を連携して効果的に推進

【参考】施策の展開に関連する主な計画・大綱

- 第二期子ども・子育て支援事業計画（抜粋）

基本理念

子どもはみんなの宝物－安心して

子どもを生み育てられるまち・柏崎

目標

- 1.質の高い幼児期の教育・保育の安心な提供
- 2.妊娠期から乳幼児期の切れ目ない子ども・子育て支援
- 3.地域社会全体で子育てを支援

- 柏崎市教育大綱（抜粋）

基本理念

「賢く、元気に、一層豊かに」

「現実を見つめ、理想を求める」

「自分を大切に、人に思いやりを」

目標

- ・基礎学力をしっかりと身に付けた子どもを育む
- ・新たなこと、更なる高みに挑戦する子どもを育む
- ・他者を思いやることができ、社会規範を身に付けた子どもを育む
- ・生涯学び、向上し続けられる環境を育む

柏崎市は、「強く、やさしい子ども」を育てます。
教育はまちづくりの原点と考え、可能な限りの財源を投入します。

【関連する主要な事務事業】

「子育て」、「子どもの育成」、「教育」に大別し、それぞれ主要施策または主要施策の基本方向と、これに対応する該当する分野・項目を示すとともに、これらに所管される主要な事務事業を示します。

第3編で **重点1** と示しています。

(1) 子育て

①ワーク・ライフ・バランスの推進	産業・雇用-第1節-1 (3)
ワーク・ライフ・バランス推進事業	職場環境づくり推進事業
②結婚や出産を望む人の希望をかなえる	健康・福祉-第2節-1
結婚活動応援事業	子どもの医療費助成事業
子育て応援券事業	未熟児養育事業
妊産婦医療費助成事業	不妊治療助成事業
③安心して子育てができる環境を充実させる	健康・福祉-第2節-2
母子訪問指導事業	産後ケア事業
児童手当給付費	児童扶養手当給付費
ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て短期支援事業
放課後児童健全育成事業	子どもの屋内遊び場施設利用券事業
子どもの遊び場施設整備補助金	子育て応援事業
地域子育て支援拠点事業	保育園運営事業
私立保育園運営経費	私立認定こども園等運営経費
小規模保育事業運営経費	病児保育事業
保育園整備事業	母子健康診査費
早期療育事業	子どもの虐待防止事業
家庭児童相談室事業	
④人権を尊重した社会づくりを進める	自治経営-第1節-2
無料法律相談事業	男女共同参画啓発事業
女性相談支援事業	母子生活支援施設等入所委託事業

(2) 子どもの育成

①防災意識・知識の充実向上	防災・生活・環境-第1節-3(1)
地域防災力向上支援事業	防災訓練費
②心と体の健康づくりを進める	健康・福祉-第1節-1
健康推進員活動費	食生活改善推進員活動事業
保健衛生活動費	健康増進計画推進事業
健康増進事業	歯科保健事業
食育推進事業	保健福祉相談支援事業
自殺予防対策事業	ひきこもり支援事業

③支え合いの地域づくりを進める	健康・福祉-第3節-1
地域福祉計画推進事業	生活困窮者自立支援事業
住居確保給付金事業	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
高等職業訓練促進給付金等事業	
④地域の人・もの・資源を生かして若者を育てる	教育・スポーツ-第1節-2
かしわざき子ども育成基金積立金	かしわざき子ども大学事業
地域学校協働活動推進事業	放課後子ども教室推進事業
⑤市民の主体的な文化活動を支援する	魅力・文化-第3節-2
文化振興支援事業	

(3)学校教育とスポーツ

①知徳体のバランスの取れた教育を進める	教育・スポーツ-第1節-1
基礎学力向上推進事業（指導補助事業）	英語教育推進事業
小・中学校音楽関連事業	科学技術教育事業
ふれあいルーム推進事業	カウンセリングルーム運営費
通級指導教室事業	特別支援学級介助事業
特別支援教育推進事業	学校教育活動推進事業
就学援助費、就学奨励費	心の教室相談員事業
移動図書館費	図書館サービス事業
②地域の人・もの・資源を生かして若者を育てる	教育・スポーツ-第1節-2
(2) ④に同じ	
③スポーツによる地域づくりや生きがいづくりを進める	教育・スポーツ-第3節-1
市民スポーツ大会経費	スポーツ合宿誘致事業
水球のまち柏崎推進事業	
④全国や世界に通用する競技者を育てる	教育・スポーツ-第3節-2
スポーツ事業支援経費	選手強化事業
国際大会等出場奨励事業	

重点戦略2

大変革期を乗り越える産業イノベーションの推進

【戦略のねらい】

急激に進展するデジタル化や脱炭素化など時代の潮流変化を的確に捉えながら、環境・エネルギー産業を始めとする新たな産業の育成や誘致を進めます。あわせて、成長分野への進出や事業構造改革・デジタル変革の取組を推進することにより、強靭で持続可能な産業構造を構築し、地域経済の活性化と新たな雇用や働き方の創出を図り、生活基盤の安定化を目指します。

【直結する施策】

デジタル技術の導入やデジタル人材の育成による産業のDX化を促進します。

基幹産業であるものづくり産業の稼ぐ力の拡大や労働生産性の向上、事業再構築に向けた取組を強力に支援します。

地域エネルギー会社主導により低炭素エネルギーの供給を拡大するとともに、エネルギーに関連した新たな事業の可能性を探ります。

地元企業の魅力を発信し、若者や女性の就労支援に取り組むほか、起業・創業支援の充実を図ります。

力 強く 心 地 よ い ま ち

【戦略のねらい】

環境・エネルギー産業を始めとする新たな産業の育成や誘致を進めます。

強靭で持続可能な産業構造を構築し、地域経済の活性化と新たな雇用や働き方の創出を図り、生活基盤の安定化を目指します。

人口減少・少子高齢化の同時進行への対応

- 1 基本構想における3つの戦略的な視点
- 2 前期基本計画における4つの重点戦略の課題
- 3 市民アンケートによる重視すべき施策
- 4 時代背景の変化

大変革期を乗り越える 産業イノベーションの推進

【直結する施策】

- ・デジタル技術の導入やデジタル人材の育成による産業のDX化を促進
- ・ものづくり産業の稼ぐ力の拡大や労働生産性の向上、事業再構築に向けた取組を強力に支援
- ・地域エネルギー会社主導による低炭素エネルギーの供給拡大と、エネルギーに関連した新たな事業の発掘
- ・地元企業の魅力を発信し、若者や女性の就労支援と、起業・創業支援の充実

【参考】柏崎市地域エネルギービジョンのイメージ

■エネルギーのまち柏崎のこれまでとこれから

本市は、これまでの石油産業（1.0）から原子力産業（2.0）と続くエネルギーのまちとしての歩みと矜持を礎に、低炭素エネルギーを軸に、環境・経済の両面から持続可能で豊かに生活できる脱炭素社会「エネルギーのまち柏崎3.0」を将来像としています。



地域資源を最大限活用する低炭素社会に向か、徐々にではありますが確実に原子力を減らす「再生可能エネルギーと原子力のまち（2.5）」を進めています。

令和2（2020）年12月に、「脱炭素のまち・柏崎スタート」を表明し、

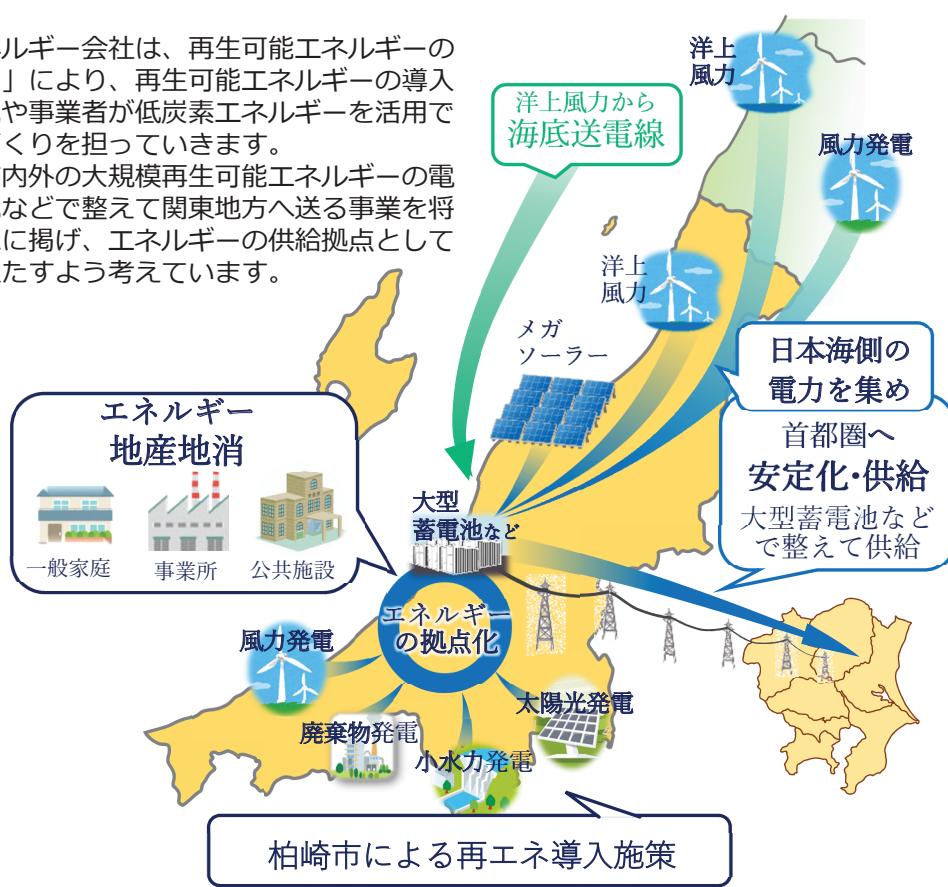
令和17（2035）年にカーボンニュートラルの実現を目指すこととしました。

- (参考) 国
- 令和32（2050）年にカーボンニュートラルの実現
 - 令和17（2035）年までに国内の自動車新車販売を100%電動化
- 新潟県 令和12（2030）年に温室効果ガス46%削減

■地域エネルギー会社の事業構想イメージ

地域エネルギー会社は、再生可能エネルギーの「地産地消」により、再生可能エネルギーの導入促進と市民や事業者が低炭素エネルギーを活用できる社会づくりを担っていきます。

また、市内外の大規模再生可能エネルギーの電力を蓄電池などで整えて関東地方へ送る事業を将来的な構想に掲げ、エネルギーの供給拠点としての役割を果たすよう考えています。



【関連する主要な事務事業】

「環境・エネルギー産業」、「事業構造改革・デジタル変革」、「新たな雇用・新たな働き方」に大別し、それぞれ主要施策または主要施策の基本方向と、これに対応する該当する分野・項目を示すとともに、これらに所管される主要な事務事業を示します。

第3編で **重点
2** と示しています。

(1) 環境・エネルギー産業

①次世代エネルギーの活用による温暖化対策の推進	防災・生活・環境-第4節-1 (1)
低炭素型設備機器導入補助事業	
②環境・エネルギー産業の創出	産業・雇用-第2節-3 (3)
次世代エネルギー活用推進事業	地域エネルギー会社連携事業
環境・エネルギー産業拠点化推進基金積立金	廃炉産業調査研究事業

(2) 事業構造改革・デジタル変革

①技術の継承と人材の育成	産業・雇用-第2節-3 (1)
人材育成支援事業	
②果敢に挑戦する企業等への支援の強化	産業・雇用-第2節-3 (2)
地方産業育成資金貸付金	地方産業育成資金償還金
中小企業等融資事業	制度融資利子補給金補助金
地域ブランドづくり支援事業	工業振興事業
産学連携支援事業	ものづくり活性化センター管理運営事業
新技術・新製品研究開発支援事業	I o T 推進事業
事業構造強化促進事業	
③情報関連産業の振興	産業・雇用-第2節-3 (4)
情報産業育成振興事業	
④DXの推進	自治経営-第3節-1 (2)
文書管理システム構築事業	I T 戦略事業
情報化関連業務総合委託事業	地域インターネット事業
社会保障・税番号制度事業	

(3)新たな雇用・新たな働き方

①雇用環境や就労機会を充実させる	産業・雇用-第1節-1
若年者就労支援事業	女性活躍推進事業
障がい者活躍推進事業	雇用促進事業
漁業就業者支援事業	青年就農支援事業
新規就農者体験支援事業	新規就農者育成支援事業
森林経営管理事業	U・I ターン者新規就農支援事業
奨学金償還補助事業	ワーク・ライフ・バランス推進事業
職場環境づくり推進事業	
②起業・創業を支援する	産業・雇用-第1節-2
創業支援事業	事業承継支援事業
③企業誘致を進める	産業・雇用-第1節-3
企業立地事業	

